

市第 12 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正

1 改正の目的

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までを指定期間とする指定管理者選定に向けて、指定管理者に管理を行わせる施設の追加、廃止等を行うため、必要な改正を行います。

2 改正の概要

(1) 指定管理者に管理を行わせる施設の追加及び廃止

区分	対象施設	改正理由
物流等関連施設 施設の追加	道路（出田町ふ頭 4 号線・7 号線、本牧ふ頭 B 突堤基部道路、本牧ふ頭 C-D 間 1 号線、南本牧ふ頭 5 号線・6 号線・南本牧大橋側道）	指定管理者による一元的で効率的な管理を進めるため
港湾厚生関連施設 施設の追加	大黒ふ頭レストハウス、出田町ふ頭港湾厚生センター、本牧ふ頭港湾厚生センター等	
港湾厚生関連施設 施設の廃止	港湾労働者共同住宅第 2 新山下寮	施設の老朽化及び入居者の減少に伴い施設を廃止するため
八景島 施設の追加	八景島大橋	指定管理者による一元的で効率的な管理を進めるため

(2) その他の改正

項目	改正理由
利用料金の設定（緑地）	海づり施設に隣接する大黒ふ頭先端緑地において、撮影、行事等の利用促進を図るため
使用料の改正（事務所）	本牧ふ頭における事務所使用料の設定等をするため
その他	施設の廃止等に伴う関係条文を整理するため

3 施行予定日

(1) 施設の廃止及び関係条文の整理

規則で定める日

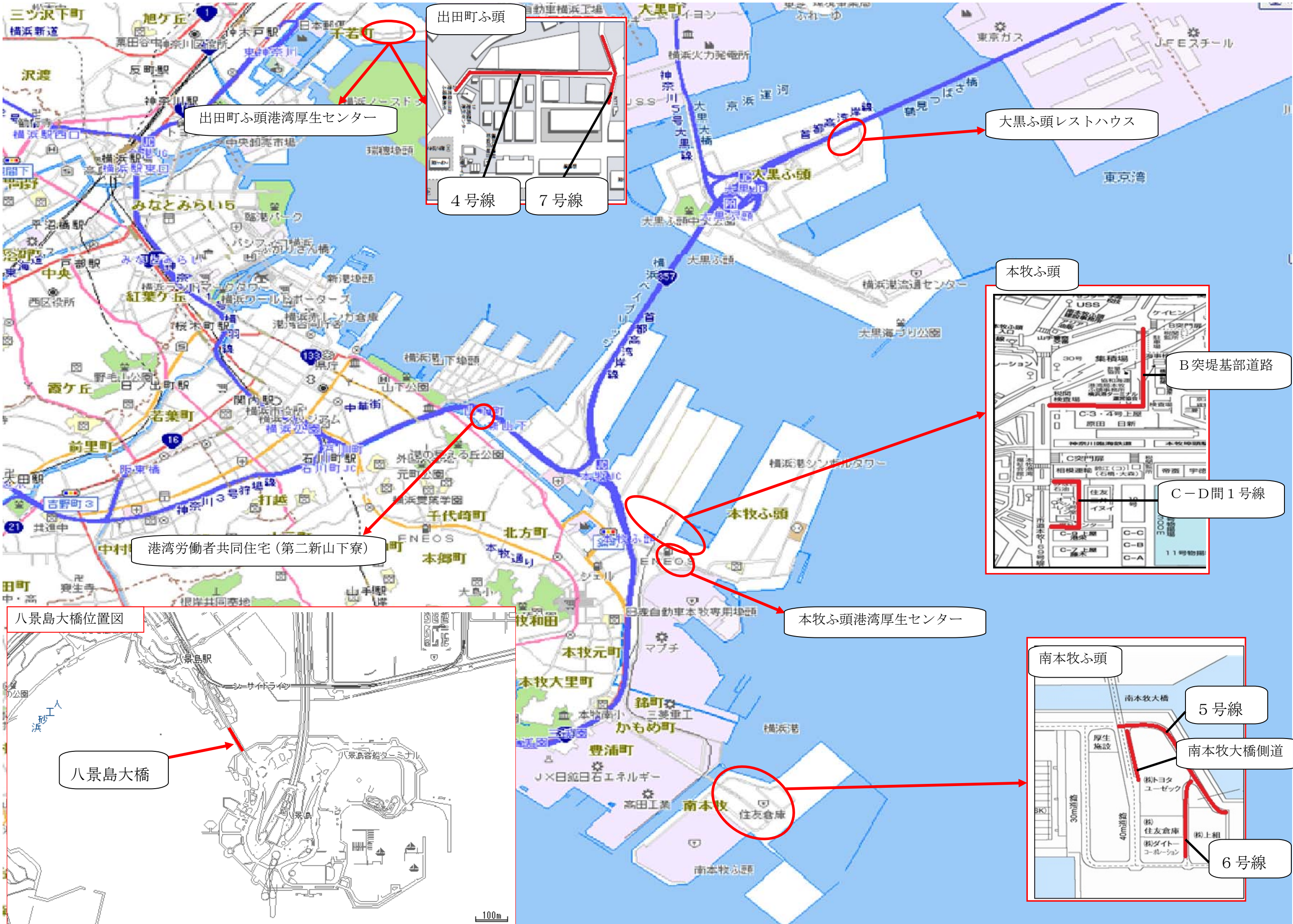
(2) (1)以外の改正

平成 28 年 4 月 1 日

＜参考：今後のスケジュール（予定）及び対象施設＞

平成 27 年	6 月～9 月	指定管理者選定評価委員会の開催
	9 月～10 月	指定候補者の選定・公表
	第 4 回市会定例会	指定管理者指定議案の提出
平成 28 年	4 月 1 日	指定管理者による管理運営開始

上記スケジュールに沿って、物流等関連施設、大さん橋、臨港パーク等関連施設、港湾厚生関連施設、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボルタワー、八景島、海づり施設及び大黒ふ頭先端緑地の指定管理者を選定する予定です。



出田町ふ頭港湾厚生センター

出田町ふ頭

4号線

7号線

大黒ふ頭レストハウス

本牧ふ頭

B突堤基部道路

C-D間1号線

港湾労働者共同住宅 (第二新山下寮)

本牧ふ頭港湾厚生センター

八景島大橋位置図

八景島大橋

南本牧ふ頭

5号線

南本牧大橋側道

6号線

100m